



民間事業者の皆さまのアイデア
×
「愛知芸術文化センター」

～ 愛知県文化施設活性化短期パイロット事業募集要項 ～
愛知の未来の文化を公民連携で創りませんか？

愛知県県民文化局文化部文化芸術課

2023年8月

1 パイロット事業（トライアル利用）の背景・目的

愛知芸術文化センター（以下「芸文センター」という。）は、「栄・都心部」に位置する美術館、芸術劇場等からなる国内有数の大規模施設であり、本県における文化芸術施策を展開する拠点施設として広く県民に親しまれています。2010年からは国際芸術祭の会場としても使われ、実績を重ねています。

また、愛知県陶磁美術館（以下「陶磁美術館」という。）は広大な緑地の中に、昭和期の著名な建築家である谷口吉郎氏が設計した建物が配置され、国内屈指の陶磁専門ミュージアムとして、日本やアジアを始めとする世界各地の様々なやきものの魅力を紹介しています。

一方、芸文センターは、その立地を生かした施設一体としての集客力の強化や建物全体の空間の有効活用に課題を抱えています。また、陶磁美術館においては、建物や広大な敷地といったポテンシャルを生かした事業展開に課題を抱えています。

2022年度には、芸文センター及び陶磁美術館（以下、まとめて「両施設」という。）の施設や空間・敷地を活用した活性化の手法について、柔軟な発想やアイデアを持つ民間事業者等の皆様から、施設活性化が図られる事業アイデアを提案していただき、具体的な参画意向を含んだ活用アイデアが複数提案されました。

民間事業者の参画が十分に見込まれるため、今後、施設活性化に向け、具体的かつ長期的な事業実施の検討を進めることとし、2023年度は、民間事業者の皆様が持つ優れたアイデア・ノウハウを、実際に両施設をトライアル利用していただきながら、将来に向けた公民連携事業の構築や課題の整理、手法の検討を行いたいと考えています（この一連の事業を「パイロット事業」といいます。）。

芸文センターの2024年2月末までの長期的なトライアル利用及び陶磁美術館の2023年6月18日までのトライアル利用については、2023年4月に公募を行い、複数の事業者の皆様から応募いただき、実際に事業を実施していただいています。

この度、芸文センターで2023年10月から12月にかけて実施する「芸文センター短期トライアル利用」を希望する民間事業者を募集します。単発イベントの開催も可能です。是非、多くの皆様からの御応募をお待ちしております。

【トライアル利用とは】

本事業におけるトライアル利用とは、両施設の暫定利用を希望する民間事業者等を募集し、一定期間、実際に使用していただくことを指します。

このパイロット事業は、株式会社オープン・エー（本社：東京都中央区）に業務を委託しており、パイロット事業に係る事務については、愛知県と同社（以下、「県委託業者」という。）が共同して行います。そのため、御応募いただいた内容やアイデア、事業実績などについては同社と共有しますので、その旨を御了承ください。

2 期待する効果

(1) 民間事業者

- 今後、県が芸文センターにおいて、公民連携による活性化事業を本格実施する場合に、事業者側の参画の判断材料として、施設の立地や使い勝手、必要な設備や投資額、留意事項や課題、ニーズや採算性などの情報や感触を把握できます。
- 施設使用料については、全額免除とする予定ですので、通常よりも低コスト、低リスクで上記判断材料が得られます。

(2) 県

- 事業の集客力、収益性、活性化への寄与の程度、利用者の反応、施設との相性や相乗効果などを確認することができ、公民連携による活性化事業を本格実施する場合の判断材料とすることができます。
- 施設の活用方法について、民間事業者の視点、アイデア、ノウハウを参考に幅広くダイナミックに検討することができるようになります。
- 民間事業者による活性化事業の導入時や公募時において、県が検討すべき事項を得ることができます。

3 実施条件

(1) 利用できる期間、場所及び利用可能時間等

以下のとおり利用していただけますが、実際の利用にあたっては、県と協議の上、施設管理運営上支障がないと判断した範囲とします。利用できる場所については、「施設概要・図面」をご参照ください。

利用できる期間	
2023年10月1日（日）～12月27日（水）まで※1 なお、11月27日（月）の「あいち県民の日」及び11月21日（火）から27日（月）のあいちウィークに実施する事業について、積極的にご検討ください。	
利用できる場所	利用可能時間等
【屋内】 オアシス 21 地下連絡通路（B2F）※2 フォーラムⅡ（B2F～2F） レストランスペース（2F）※3 レストラン前スペース（2F） フォーラムⅠの吹き抜け（6F～12F） 回遊歩廊（6F, 10F） 展望回廊（11F） 屋外展示スペース（屋上 12F）※4	9:00～22:00 ・22:00 に扉を施錠するため、それまでに来場者が芸文センターから退出できるよう時間設定する必要があります。 ・全館休館日※5は利用できません。
【屋外】 ペDESTリアンデッキ（2F） オアシス 21 連絡橋（2F）※2	9:00～22:00 ・全館休館日※5は原則利用不可。利用したい場合は、事前に県と調整が必要です。

- ※1 事業の実施日は、1日から複数日で希望する日数を設定いただけます。
- ※2 西側道路（武平通^{ぶへいどおり}）の真上真下に該当する部分は「道路」としての扱いとなるため、利用にあたっては、道路管理者及び警察等と協議し許可を必要とする可能性があります（手続きは事業者に行っていただきます。施設管理者からの説明を求められた場合は、芸文センターの指定管理者である、公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）の職員が同席させていただきます。）。
- ※3 現在、レストランは閉店しています。
- ※4 アートスペースの利用状況により利用できる日や時間を限定しますので、事前に県と調整が必要です。
- ※5 全館休館日は、毎月の第1月曜日及び第3月曜日（その日が祝日または振替休日に当たるときは開館し、その翌平日に休館）並びに年末年始（12月28日～翌年1月3日まで）です。

(2) 対象とする事業の要件

以下の要件を満たす事業を対象とします。また、収益事業の実施は可能です。

- (ア) “アートの要素がある”と事業者自らが判断している事業であること。
これまで芸文センターの利用を認めてこなかった内容についても、トライアル利用に限り、幅広く実施できることとします。
- (イ) 前項の規定に関わらず、飲食事業については「アートの要素」を必須としません。
- (ウ) 音が発生する事業も除外しませんが、他の施設利用者に影響が及ばないことを条件としますので、応募前に県へ相談してください。
- (エ) 施設利用者(主催者及び来場者。以下同じ。)の安全が確保されていること。
- (オ) 施設の活性化に資するとともに、利便性やサービスの向上が見込まれること。
- (カ) 今後の本格利用に向けた展開につながるものであること。
- (キ) 確実に実施できる内容であること。
- (ク) 通常、施設の使用料を支払って実施するような催事(ギャラリー、アートスペース又は劇場で行っている美術展、作品展示、展覧会や発表会、公演など)は、原則として対象外。
- (ケ) 上記(ク)のほか、次に掲げる内容のいずれにも該当しないこと。
- ・ 都市公園法や消防法等の法令で禁止されている行為
 - ・ 政治的活動又は特定の宗教の布教活動
 - ・ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
 - ・ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
 - ・ 施設利用者の利用を妨げる行為
 - ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
 - ・ 公序良俗に反する行為
 - ・ その他、県が当該事業の趣旨に合わない判断する事業

(3) 費用負担

- 施設の使用料は、全額免除とする予定です。また、通常の利用範囲内の光熱水費も全額免除とする予定です(発電機やプロパンガス等を持ち込む場合は事業者負担とします。ただし、利用できない場所もあります。)

※通常を超えた利用=調理を伴う飲食、大型電気機器の利用など

- 事業実施に係る費用(応募、実施(警備及び人員整理を含む)、撤収(現状回復を含む)及び事業内容の報告に関する一切の経費)は、事業者が負担します。また、発生したゴミの処理は事業者が行ってください(県では負担できません)。

(4) リスク分担

事業実施においては、事業者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生する以下のリスクは、原則として事業者が負うものとします。

- ① 事業内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等の使用に伴い発生する権利侵害に関するもの。
- ② 事業実施における関係法令及び法令適合等に関するもの。
- ③ 事業者による事業に起因する有害物質の排出・漏洩等に関するもの。
- ④ 事業者による事業に起因する施設内・外への環境被害（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に関するもの。
- ⑤ 事業者による事業に起因する第三者への損害に関するもの。
- ⑥ 施設利用者からの苦情等のトラブルに関するもの。
- ⑦ 地震、火災、風水害、その他の県及び芸文センター指定管理者（文化振興事業団）の責に帰すことができない事由によって事業者が被った損害に関するもの（これらの理由により、計画どおり事業が実施できなかつたり、実施日の変更が必要になった場合に発生する損害は、県及び文化振興事業団は負担しません。）。

4 応募手続き等

(1) スケジュール

内容	日程
募集要項の公表	2023年8月9日(水)
現地見学会の参加申込み	2023年8月9日(水)～8月16日(水)
現地見学会の実施	2023年8月17日(木)
事前相談・質問受付	2023年8月9日(水)～8月31日(木)
様式・トライアルシートの提出	2023年8月9日(水)～9月1日(金)
提案審査 (※応募多数の場合や提案内容によっては採択しない可能性もあります。)	2023年9月上旬
審査結果の通知	2023年9月8日(金)以降順次
短期トライアル利用	採択内容に応じた期間
実績報告提出・ヒアリングへの協力	短期トライアル利用終了後

(2) 事前相談・質問

事業実施の応募にあたっては、公募期間中に県及び県委託業者へ事前相談する

ことができます。

ただし、レストラン部分以外での飲食を伴う事業及び火を使う事業並びに音が出るなど他の施設利用者に影響が及ぶ可能性がある事業を実施しようとする場合は、県への事前相談を必須とします。内容によっては、事業の実施が認められない場合もありますので、御了承ください。

① 事業実施の可否や応募方法に関する相談

愛知県県民文化局文化芸術課 振興第二グループ

※芸文センターでは、本事業に係る直接の問合せには対応できません。

② 事業内容の技術的・法的な相談

県委託業者

【事前相談・質問を希望される方】

2023年8月31日（木）までに、下記メールアドレス宛に事前相談申込・質問書を提出してください。内容に応じて、県または県委託業者より御連絡いたします。

（メールアドレス）geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp

（宛先）愛知県文化芸術課 振興第二グループ 文化施設活性化担当 宛て

※メールタイトルを【短期パイロット事業事前相談（質問）】としてください。

(3) 現地見学（下見）

現地見学を希望される方は、2023年8月17日（木）に実施する見学会にご参加ください。時間及び詳細は希望者に別途連絡します。

現地見学会への参加は応募の必須条件ではありませんが、募集にあたっての説明も行いますので、可能な限り参加してください。

【現地見学を希望される方】

2023年8月16日（水）15時までに、下記メールアドレス宛に現地見学申込書を提出してください。

（メールアドレス）geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp

（宛先）愛知県文化芸術課 振興第二グループ 文化施設活性化担当 宛て

※メールタイトルを【短期パイロット事業現地見学】としてください。

(4) 応募資格

芸文センターに関心がある方はどなたでも応募ができます。ただし、法人の場合、次の①から⑥を全て満たすことが必要です（法人のグループが応募する場合は、構成する全ての法人が①から⑥を満たしている必要があります。）。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。

② 愛知県からの資格指名停止の措置を受付期間中に受けていないこと。

- ③ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- ⑥ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 提出書類

応募書類の提出先及び審査事務は県が行うこととし、利用希望者は、次の書類を提出するものとします。

- ① 基本事項申請書（指定様式）
- ② トライアルシート（任意様式可）
- ③ 誓約書（指定様式）
- ④ 現地見学申込書（希望者のみ）
- ⑤ 事前相談申込・質問書（希望者のみ）

【提出方法】

2023 年 9 月 1 日（金）17 時までに、下記方法により提出してください。

① 郵送または直接持参による提出の場合

下記担当窓口まで、郵送または直接持参にて提出をお願いします。

なお、提出にあたりましては、トライアルシートの電子データを CD-R などに保存して提出をお願いします。

（郵送先）〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2

愛知県文化芸術課 振興第二グループ 文化施設活性化担当 宛て

② メールによる提出の場合

下記メールアドレス宛のメールにて提出してください。

メールのデータ容量が 7MB を超える場合は、7MB までに抑えていただくか、郵送又は直接持参にて提出をお願いします。

（メールアドレス）geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp

（宛先）愛知県文化芸術課 振興第二グループ 文化施設活性化担当 宛て

※メールタイトルを【短期パイロット事業提案提出】としてください。

(6) 実績報告

事業者は、事業終了後、利用実績をまとめた報告書を事業終了後 1 か月以内に県に提出するとともに、県及び県委託業者によるヒアリングにご協力いただきます（ヒアリングは必要に応じて事業実施中も行うことがあります）。事業者は、事業実施中に来場者等へのアンケート調査を行うなどし顧客ニーズの把握をお願いします。

県が特に求めたい情報は、以下のとおり。

- ① 事業を実施するうえでの施設上の問題
- ② 利用中の集客者数、顧客ニーズ
- ③ 収益事業の場合は、利用中の売上・収益状況に関する概要
- ④ 施設に求める設備、機能、条件等
- ⑤ 継続的な事業の実施にあたって必要となる条件や事業スキーム等
- ⑥ その他、事業者と県が事業実施前に協議して定めた事項

県へ提出した実績は、概要のみ公表します（経営上のノウハウに関する情報は非公表）。

当報告へのヒアリング等を通し、実績や課題の分析、施設上・運営上の改善要望、採算性、事業者にとって魅力的に感じた点などを調査し、事業が文化施設の活性化に寄与しているかどうかの検証を行います。これにより、今後、県が文化施設において民間による活性化事業を本格実施する場合の課題を整理します。

(7) 応募にあたっての留意事項

以下の事項について規定します。

- ① 応募書類の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- ② 応募書類の著作権は、応募者に帰属しますが、返却はしません。また、提案審査以外で応募者に無断で使用し、第三者に情報を漏らすことはありません。
- ③ 事前に応募者の責任において関係法令等を確認してください。事業実施における法令適合のリスクは事業者帰属します。
- ④ 施設の利用にあたっては、施設管理者の定める利用条件を遵守してください。
- ⑤ 以下の場合失格とします。
 - ・ 応募書類に虚偽の記載があった場合。
 - ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
 - ・ この要項に定める手続きを遵守しない場合。
- ⑥ 料金を徴収する事業を行う場合、その金額について県が制約を課すことはしません。事業者が適当と考える料金設定が可能です。また、収益が得られた場合、その収益は事業者帰属します。
- ⑦ 応募者及び事業者から入手した情報は県委託業者（株式会社オープン・エー）と共有しますので、その旨を了承した上で応募してください。なお、県は県委託業者に対し、契約書において秘密保持義務を課しています。
- ⑧ 今後、本格実施するとなった場合における事業者公募において、当該事業への参加実績は、その選定プロセスに影響を与えるものではありません。

ん。ただし、事業を行うことで、経費積算をはじめ有用な検討材料を得ることができるため、今後の参画の可能性がある場合は、今回の事業への応募を検討してください。

5 その他

- 芸文センターでは、2023年12月から2024年3月まで、芸術劇場（大ホール、コンサートホール、小ホール及びリハーサル室）において、休館を伴った工事を行います。工事期間中、芸術劇場周辺では、騒音や振動が発生したり、足場の設置が行われる可能性がありますので、御承知おきください。

なお、芸術劇場以外の施設（愛知県美術館など）については、工事期間中も開館しています。

（問合せ）

事務局：愛知県民文化局文化芸術課 振興第二グループ

住所 〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-7476

FAX 052-972-6075

e-mail geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp

（業務委託先）

株式会社オープン・エー

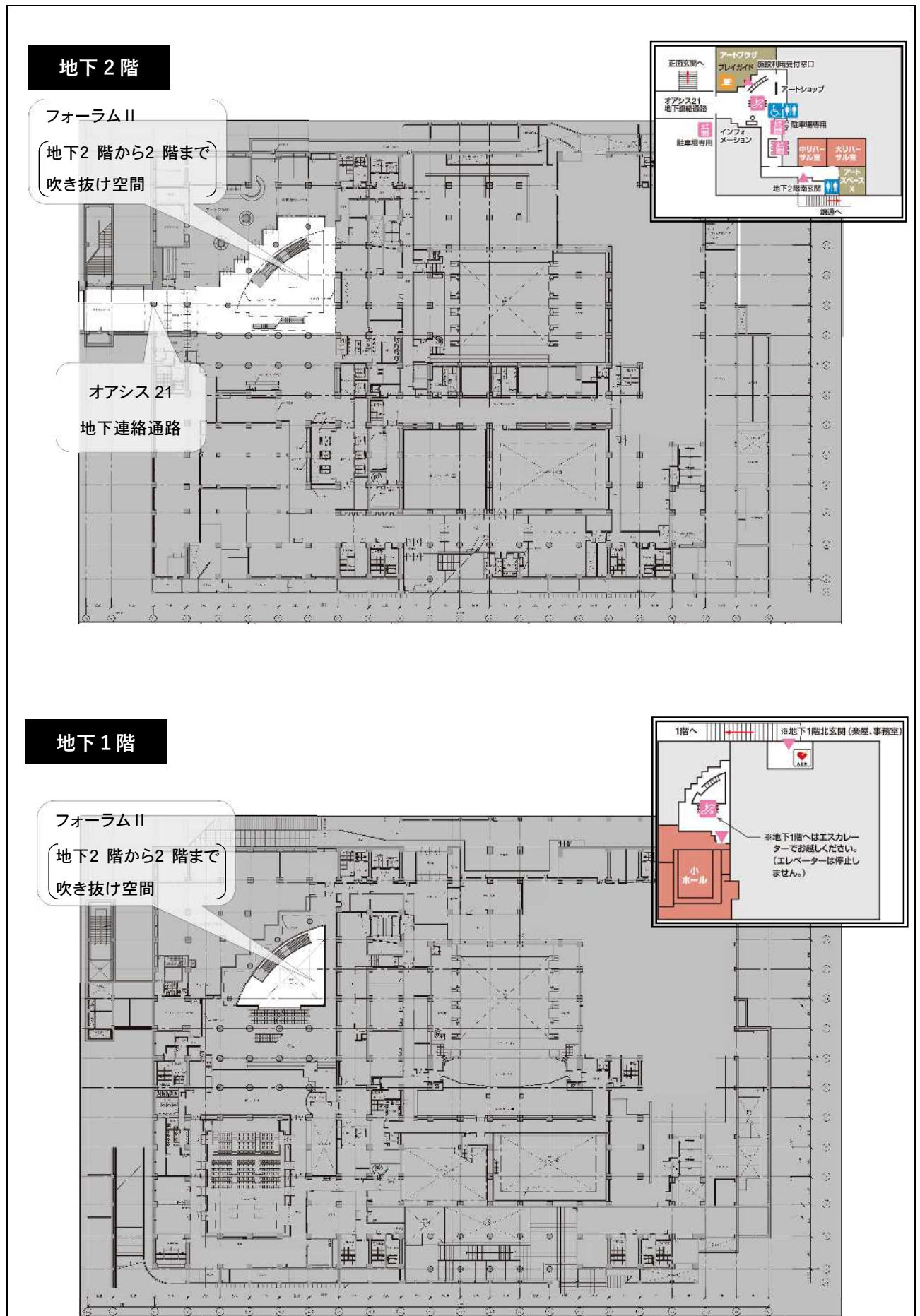
住所：〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町2丁目7-15

施設概要

対象施設は、愛知芸術文化センターです。

		愛知芸術文化センター
外観		
施設名称	愛知芸術文化センター	
住所	愛知県名古屋市東区東桜 1-13-2	
建物諸元	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上 12 階地下 5 階建(一部鉄骨造)	
築年	1992 年(平成 4 年)	
敷地面積	18,173.11 m ²	
延床面積	109,062.07 m ²	
都市計画	都市計画公園区域	
用途地域	商業地域	
その他の制限	準防火地域(一部防火地域)、 名古屋市駐車場条例による整備区域に準ずる区域	
既存機能	美術館(博物館相当施設)、芸術劇場、図書室、貸会議室等	
設置根拠	愛知芸術文化センター条例、地方自治法第 244 条に基づく公の施設	
財産 区分	建物	行政財産(所有者:愛知県)
	土地	名古屋市が所有
運営形態	指定管理(美術館は県直営)	
位置図		

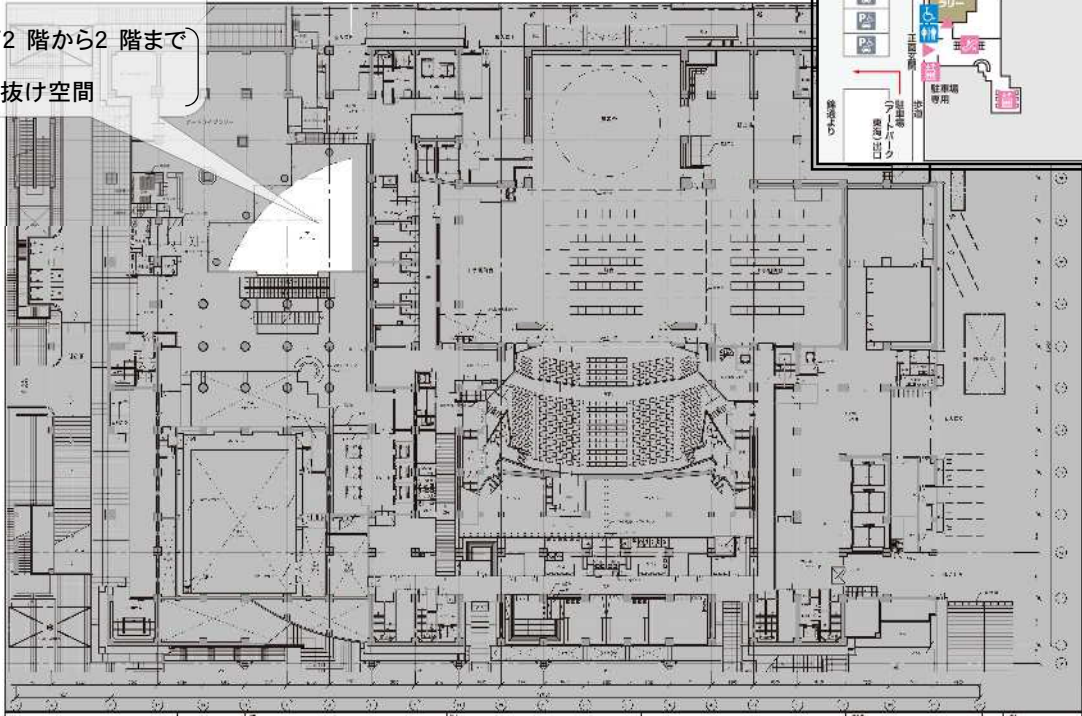
図面（※平面図中、グレーの箇所は、利用の対象外部分です。）



1階

フォーラムII

(地下2階から2階まで)
吹き抜け空間



2階

ペDESTリアン
デッキ

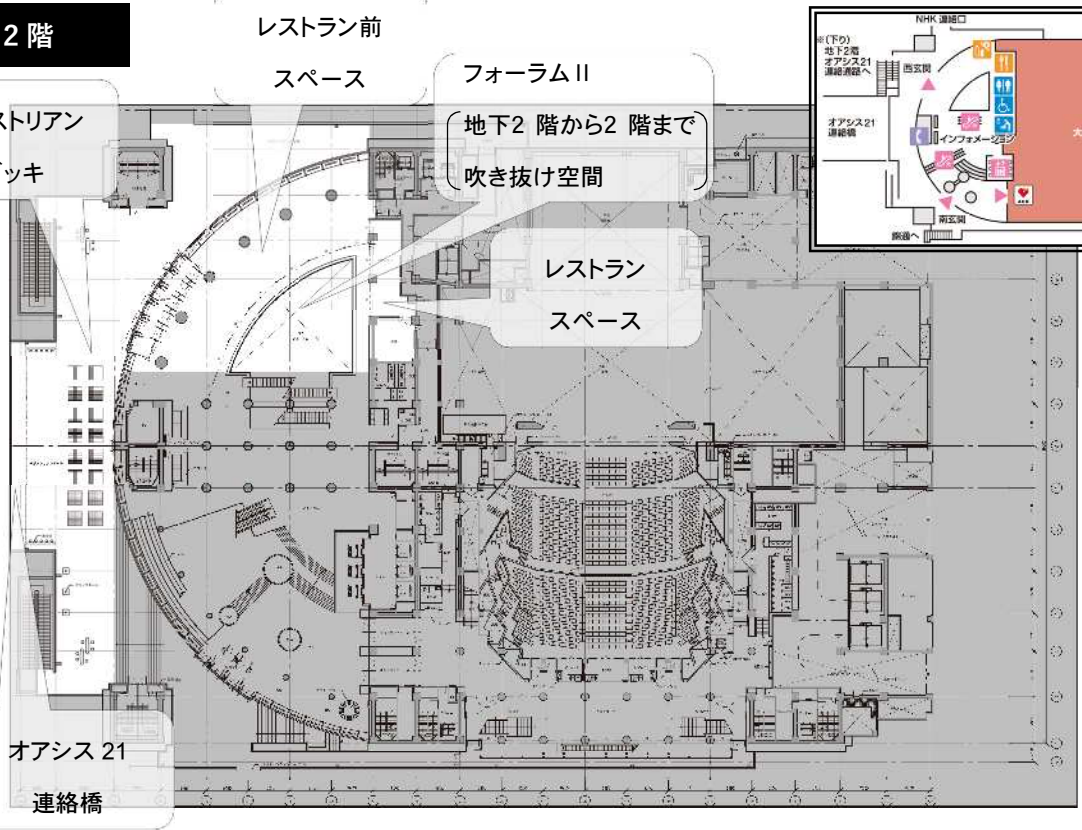
レストラン前
スペース

フォーラムII

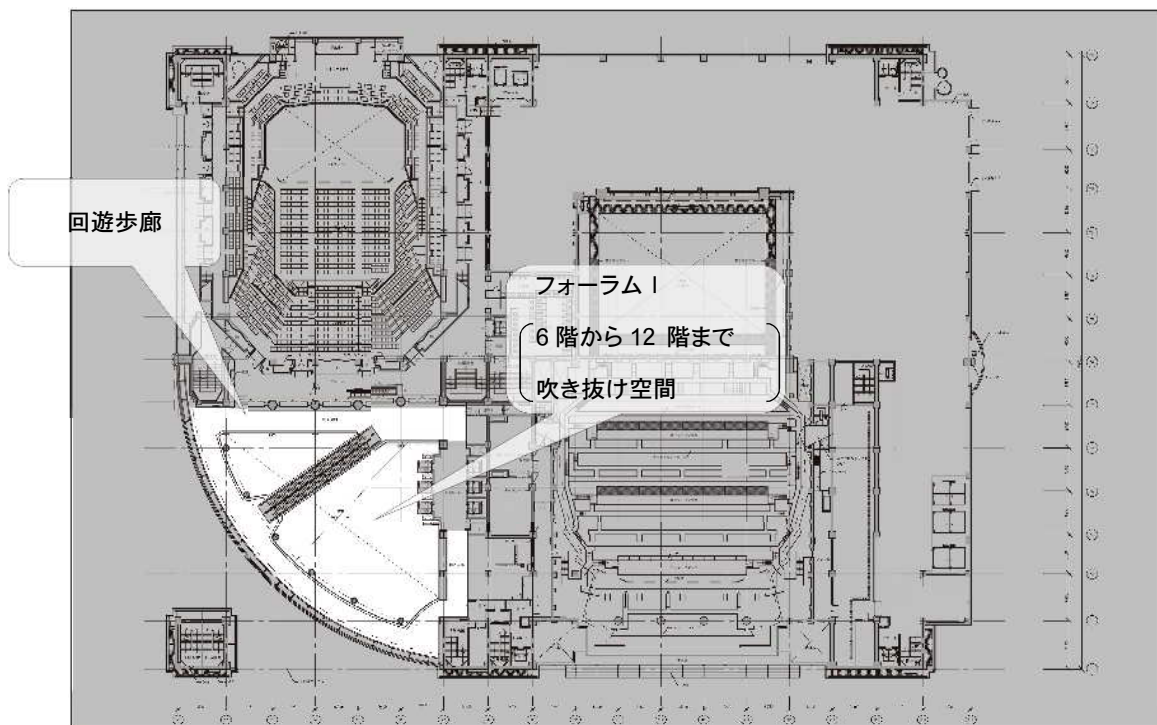
(地下2階から2階まで)
吹き抜け空間

レストラン
スペース

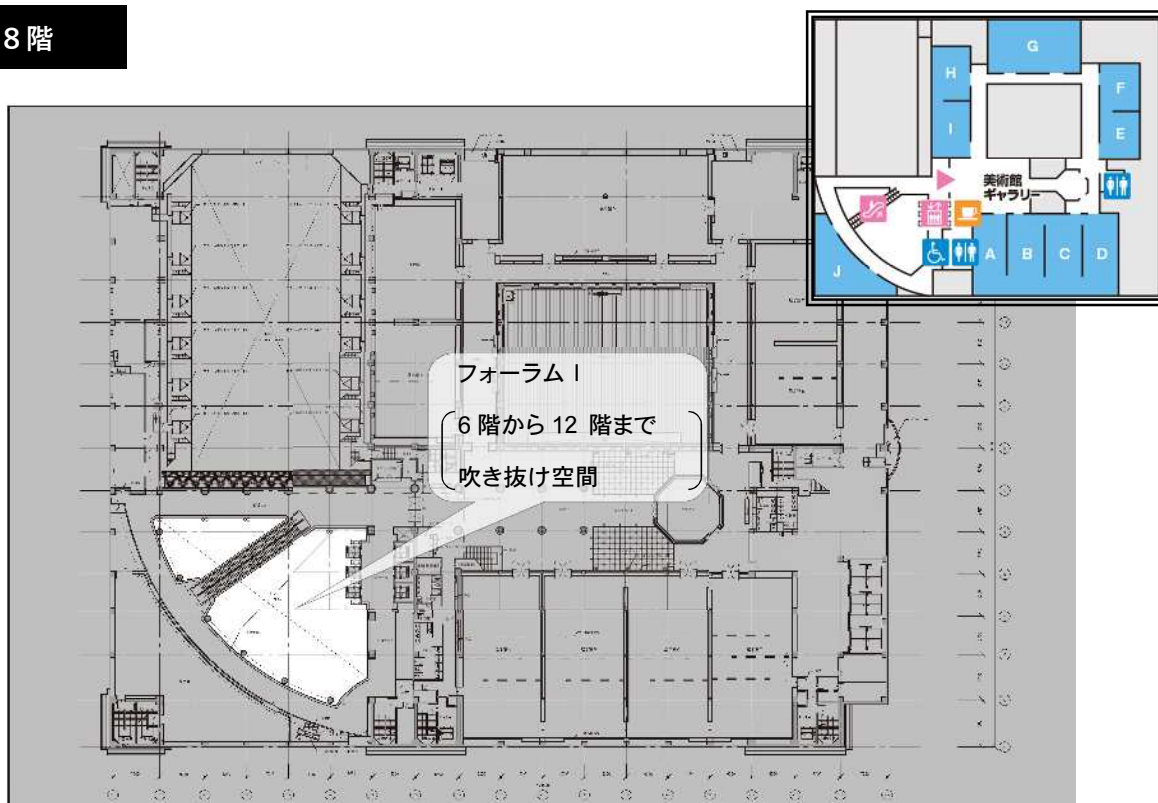
オアシス21
連絡橋



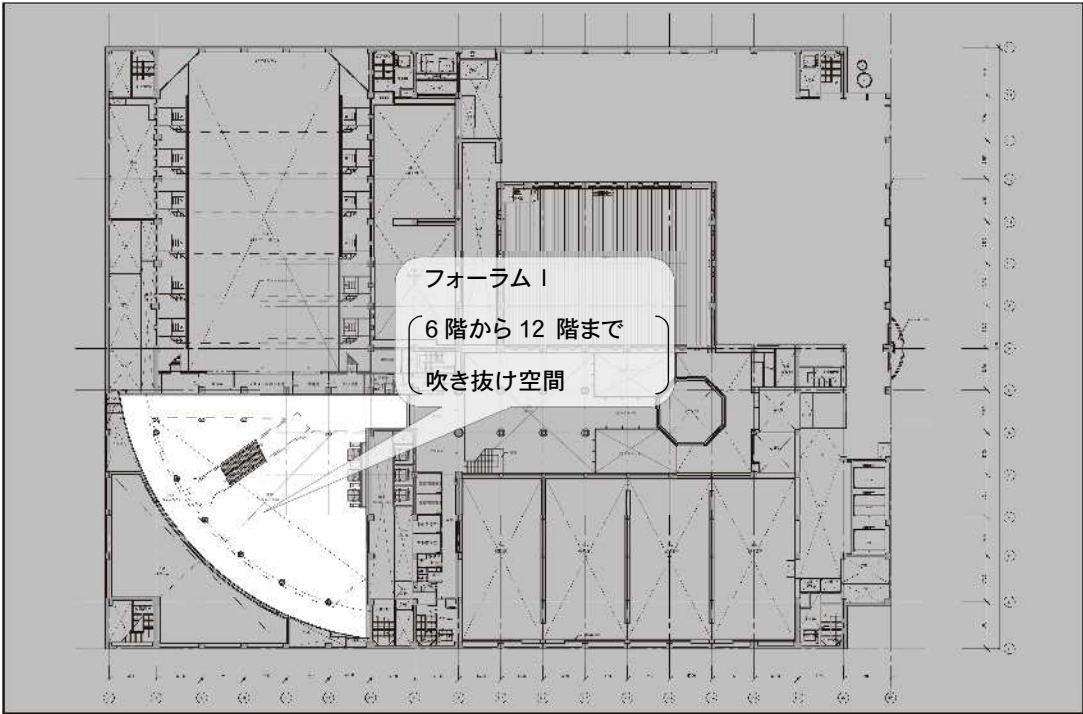
6階



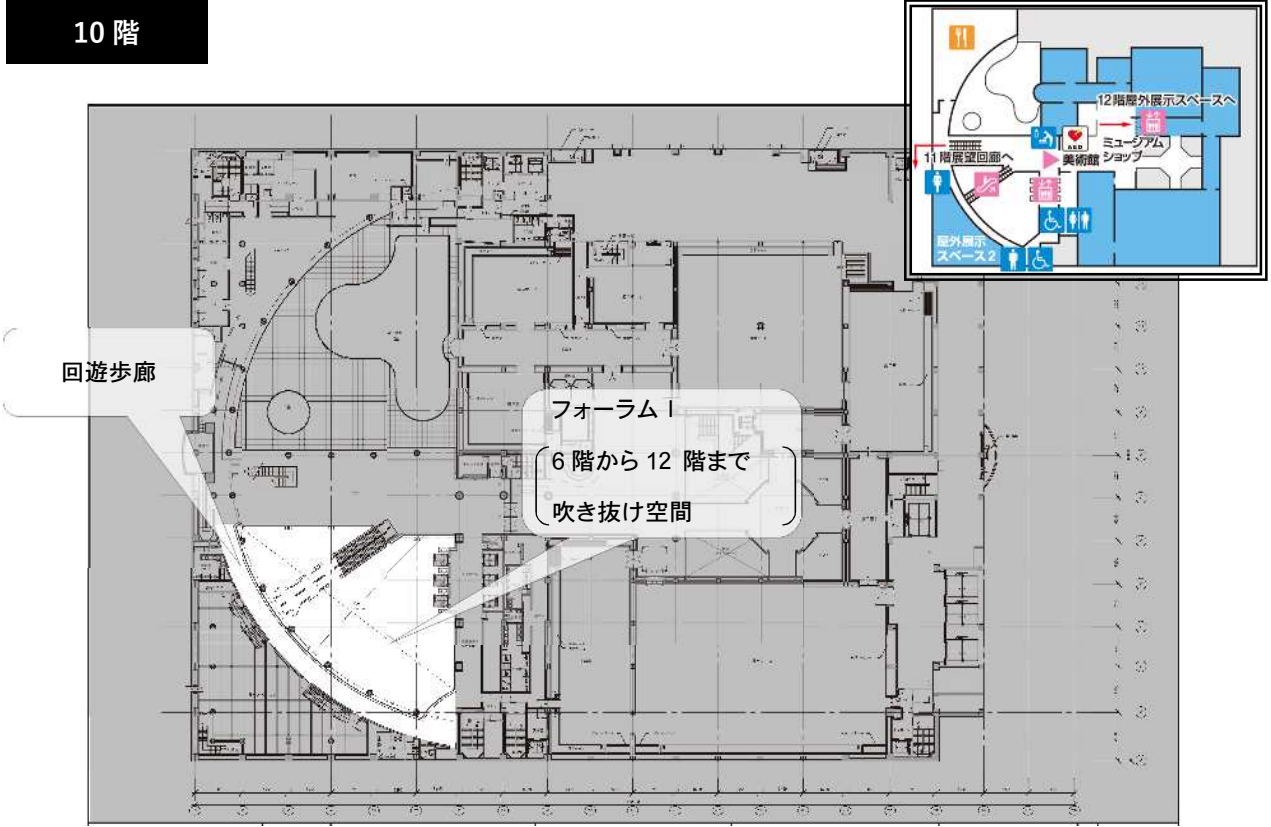
8階



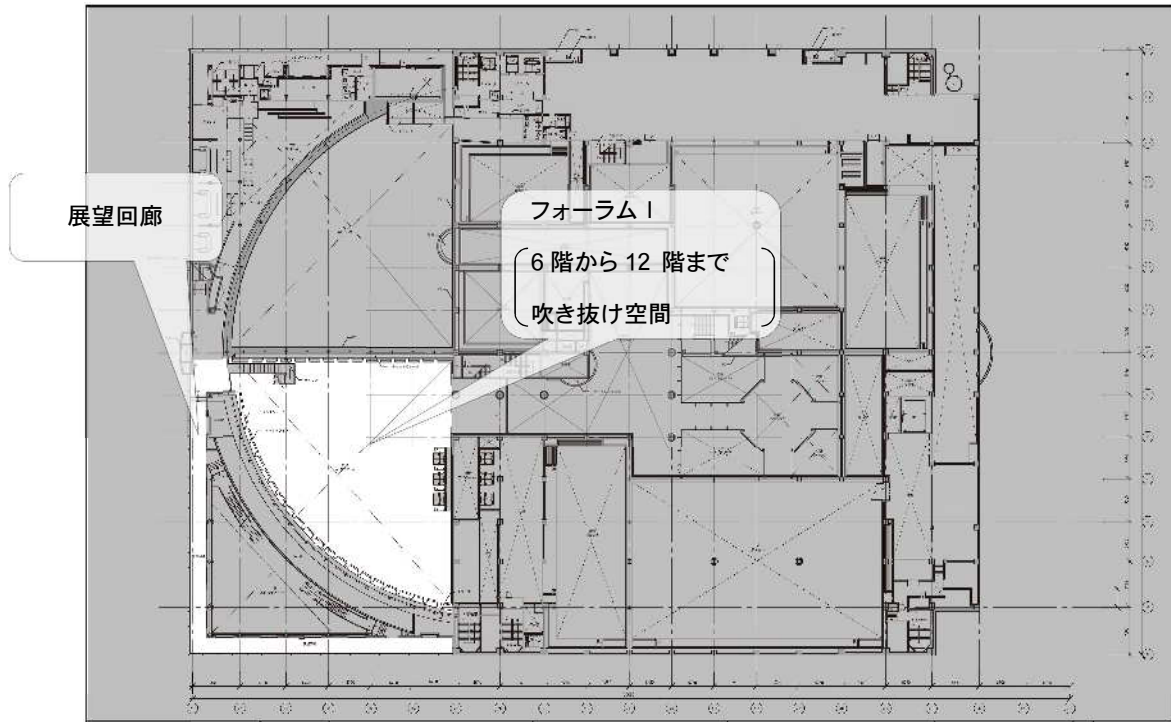
9 階



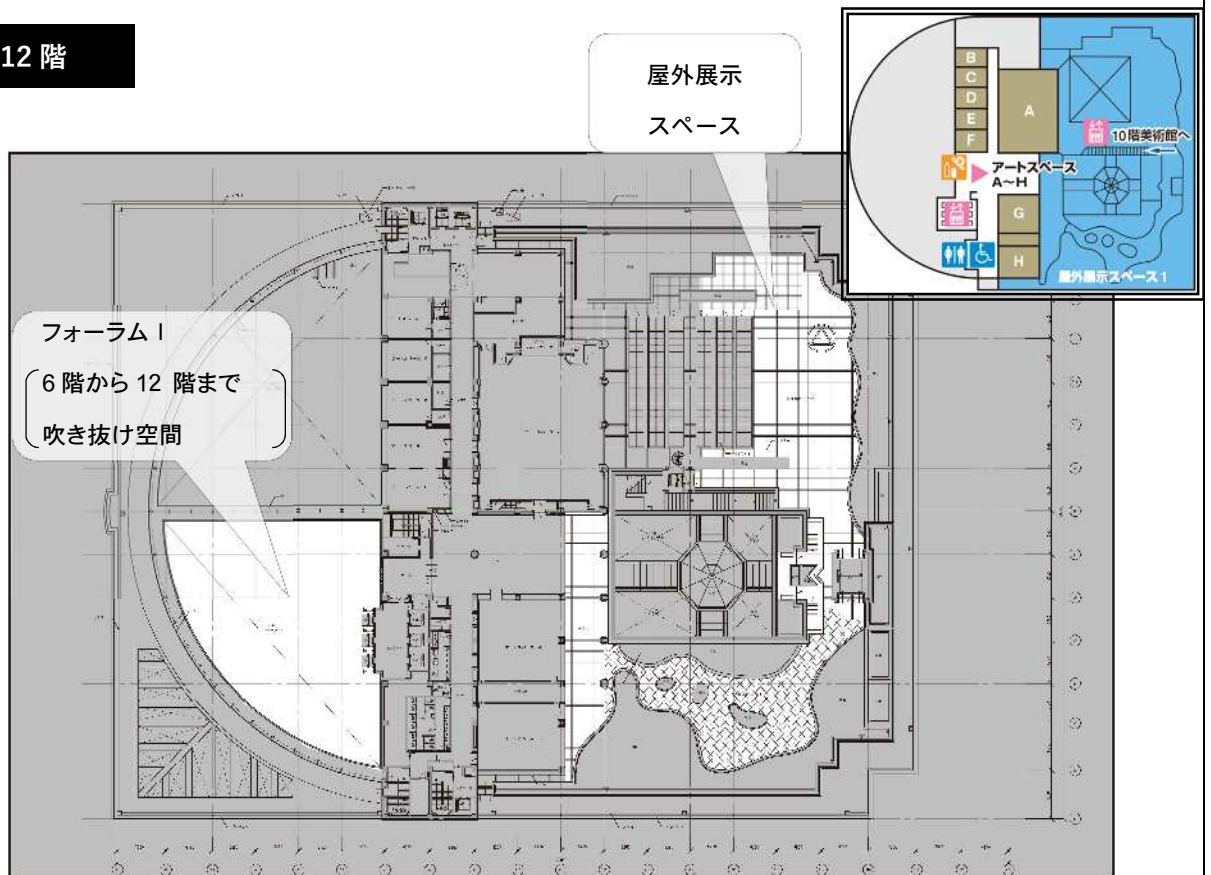
10 階



11 階



12 階



芸術文化センター断面図

